

保護者の皆様へ

こども青少年局放課後児童育成課

一斉臨時休業期間及び春休み期間中の
「はまっ子ふれあいスクール」及び放課後キッズクラブ転換後の対応について

本市の新型コロナウイルス感染症に関する学校の臨時休業の対応や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえ、一斉臨時休業期間及び春休み期間中（～4/5まで）のはまっ子ふれあいスクール及び放課後キッズクラブの対応を次のとおりとします。

保護者の皆様におかれましては、子ども達への感染拡大を防ぐための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、春休み終了後の対応については、後日改めて下記の本市ホームページにおいてお知らせします。

1 はまっ子ふれあいスクールの利用について

(1) 学校の緊急受入れ実施期間中（～3/25）

- はまっ子ふれあいスクールを利用できる児童は、各学校による「緊急受入れ」の対象となる児童のうち、留守家庭児童等であることが確認できる児童(※)とします。
- 4年生以上で、留守家庭児童等であることが確認できる児童は、14時30分からの受入れを原則としますが、各はまっ子ふれあいスクールにお問合せください。
- 卒業式は学校の緊急受入れがありませんので、はまっ子ふれあいスクールの利用について、各はまっ子ふれあいスクールにお問合せください。

(2) 春休み期間中（3/26～4/5）

はまっ子ふれあいスクールは、4月に放課後キッズクラブに転換するため、3月と4月で対応が異なりますのでご注意ください。

【はまっこふれあいスクール（3/26～31）】

- はまっ子ふれあいスクールを利用できる児童は、一斉臨時休業期間と同様、各学校による「緊急受入れ」の対象となる児童のうち、留守家庭児童等であることが確認できる児童(※)とします。
- 利用時間は9時から18時までです。（充実型は19時まで）

※留守家庭児童であることが確認できる児童とは、「横浜市市立小学校等の一斉臨時休業に係るはまっ子ふれあいスクール参加申込書」をはまっ子ふれあいスクールへ提出することをもって、要件があることを認めます。（添付書類として求めている「留守家庭児童であることの証明書(就労証明等)」は、後日の提出でも可とします。)

【放課後キッズクラブ転換後（4/1～4/5）】

(ア) 利用区分2の登録児童

学年を問わず、8時30分から19時まで利用できます。

※4月1日以降は新学年での取扱いとなります。

- (イ) 利用区分1の登録児童
ご利用いただけません。

2 留意事項

- 感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- 毎朝の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は、はまっ子ふれあいスクールを利用できません。
- 春休み期間中は、お子様を長時間預かることから、児童の健康管理に特に留意する必要があります。そのため「健康観察票」（別紙）を記入し、健康管理に努めてください。また、はまっ子ふれあいスクール（4月1日以降はキッズクラブ）から提出を求められた場合は、提出にご協力ください。
- はまっ子ふれあいスクールにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。
- 過去に発熱等が認められた場合については、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも、同様の取扱いとさせていただきます。
- 当該校のはまっ子ふれあいスクール又はキッズクラブの利用児童及び職員が、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、当面の間、原則としてはまっ子ふれあいスクールまたはキッズクラブを閉所します。

3 横浜市「新型コロナウイルスにかかる放課後事業の対応について」URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/houkagokorona.html>

（本市トップページ）暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>新型コロナウイルス感染症
対策のための小学校等の一斉臨時休業に係る放課後事業の対応について）

利用方法、参加申込書等に関するお問い合わせについては、直接利用するはまっ子ふれあいスクールへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課
TEL 671-4068、671-4152